

社労士 FAX NEWS >>>

>>> 2026.3 Vol.170

発行 >>>

丹保社会保険労務士事務所 URL : <http://www.roamroom.net>

〒923-0868 石川県小松市日の出町一丁目 112 番地

Tel > 0761-24-1005 Fax > 0761-24-1007

◆ 2026 年度年金制度改革 ◆

物価上昇や人手不足が続く中、国の年金制度も「時代に合わせた形」へと変わろうとしています。2025 年 6 月 20 日公布の年金制度改革法では、在職老齢年金の見直し、社会保険の適用拡大、iDeCo（イデコ）の拡充など、働き方の多様化に対応する仕組みが盛り込まれました。中小企業が押さえておきたい改正ポイントは次の 5 つで、2026 年 4 月から順次スタートします。今のうちにぜひご確認ください。

1) 在職老齢年金の見直し

2026 年 4 月から、在職老齢年金の支給停止調整額が「51 万円→62 万円」に引き上げられます。該当者は年金手取り額が変わりますので、生活設計の見直しも必要と考えられます。

2) 標準報酬月額の上限引き上げ

2027 年 9 月から 2029 年 9 月にかけて、厚生年金保険料については、標準報酬月額の上限（現在 65 万円）が 75 万円に段階的に引き上げられ、該当者の保険料は上がります。

3) 社会保険の適用拡大

2027 年 10 月から 2035 年 10 月にかけ、社会保険に加入する短時間労働者の範囲が段階的に拡大されます。対象は週所定 20 時間以上勤務で「厚生年金保険の被保険者数」51 人以上→36 人以上(2027 年)→21 人以上(2029 年)→11 人以上(2032 年)→全ての企業になります。

4) 遺族年金制度の見直し

2028 年 4 月から、遺族年金受給の性差を解消して 60 歳未満は原則的に 5 年の有期化となり、子のない配偶者が遺族厚生年金を受け取る場合のルール、子が遺族基礎年金を受け取る場合のルールや加算額などが改正されます。

5) 私的年金の見直し

2025 年 6 月 20 日から 3 年以内に、iDeCo の加入可能年齢が 70 歳に引き上げられ、さらに企業型 DC の従業員拠出可能限度額が 6.2 万円にまで拡充されます（施行日は「2026 年 12 月 1 日」に決まりました）。

